

不燃化特区内において防災上危険な老朽住宅を除却した更地 に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<減免対象>

不燃化特区内において、防災上危険な老朽住宅を除却した土地のうち、以下の要件を全て満たすもの

<取り壊した住宅>

- ☐ 耐用年限の3分の2を超過している老朽建築物であること
- ☐ 不燃化特区に指定された日から令和8年3月31日までの間に取り壊されていること

<取り壊した後の土地>

- ☐ 住宅の取壊しにより、土地の認定が小規模住宅用地から非住宅用地に変更されたこと
- ☐ 防災上有効な空地として適正に管理されていると区から証明されていること（※）

<所有者>

- ☐ 住宅を取り壊した日における土地所有者が減免を受けようとする年の1月1日時点において、引き続き所有していること

<減免される期間・税額>

最長5年度分、住宅を除却した後の土地に対する固定資産税・都市計画税の8割を減免（小規模住宅用地並みに軽減されます。）

<減免を受けるための手続>

減免を受けようとする年度の第1期分の納期限（6月30日（土曜日、日曜日、国民の休日又はその他の休日の場合は翌開庁日））までに申請してください（毎年申請が必要です。）。

詳しくは、当該土地が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

（※）適正管理の証明については各区の担当窓口にお問い合わせください。